

国家をもたない民族の概念の 国際政治学上の意義について

中 沢 和 男

On A Conception of Stateless National or Ethnic Groups for International Politics

Kazuo NAKAZAWA

Abstract

This paper discusses a conception of stateless national or ethnic groups from the viewpoint of international politics. We are here concerned with the formation of a political nation today and in the future. Although international law respects the principle of self-determination of peoples, in international politics little attention has been given to the autonomy or secessionism of national or ethnic minority and transnational ethnic groups. However, international law also forbids any action which would dismember or impair the territorial integrity or political unity of sovereign and independent States.

In short, the formation of a political nation today and in the future will be realized in a very innovative way, if we observe the apparently inconsistent provisions.

Key Words: nation/ethnic groups/international politics

目次

はじめに

第1節 民族概念と国家をもたない民族に関する一般的考察

第2節 国家をもつに値する民族という着想の意義

第3節 民族をもつに値する民族とその課題

おわりに

重要語の定義もしくは簡潔な説明

注

参考文献

はじめに

今日の世界では、ほとんどすべての人々は1つあるいは複数の主権国家という社会組織の構成員として生活する。しかし、人間は同時に今も昔も、意識するとしなやかにかかわらず、世界に無数にあるわれわれ意識をもつ文化集団（民族¹⁾）の一員として生まれるのであり、したがって多くの場合、いかなる国家のどの民族の一人として生まれ²⁾、育てられるかで彼の政治的な将来の相当程度は決まってしまう。民族と国家の関係は一様でなく、一方においてはある諸民族は国家の意志を決定できるが、他方においては別の諸民族は国家の意志にもっぱら従わざるをえない状況下にあるからである。

国家の意志決定に事実上かかわることができず、その意志を一方的に引き受けざるをえない民族は、**国家をもたない民族**と呼んでよい存在であろう。あるいは**代表性なき民族**とも呼ばれうる。彼らは国政に対して、個人としてはともかく、民族として十分な影響力を確保する有効な手段をもたない。まして国際社会においては主権国家の連合体が担う組織と制度の壁が彼らの発言権の前に立ちふさがる。国家をもたない民族はもちろん自明の存在ではない。それは、厳密には広い意味での代表性の観点から充分に実証的な調査・研究を経て特定されなければならない。その特定化は現実政治上の深刻な問題も引き起こしうる。とはいえ、各国のいわゆる少数民族や先住民の多く（もちろんすべてではない）は、集住しているか散住しているかに関係なく、国家をもたない民族であるといつてよい。全体としては必ずしも「少数」とはいえないトランスナショナルな民族も、あるいは人口の上ではむしろ多数を占める民族ですら国家をもたない民族でありうる。連邦構成国やそれに準ずる権限の下で一定の自治権をもつ民族も、彼らが自らの政治的権利や特権に大きな不満をもつ限りにおいて、国家をもたない民族として考慮すべきであろう。

国際政治は彼らの存在をどう理解すべきであろうか。彼らは自らの民族性を公的領域においては可能な限り抑制して既存の国家の人民となるべき存在であるのか。あるいは場合によっては、その民族性を大いに主張して、しかるべき政治的権利（権力）の獲得を容認されてよい存在であるのか。言い換えれば、われわれは彼らをあくまで同化・吸収を優先する国民統合³⁾の観点から考察すべきであるのか。あるいは「新たな国家もしくは国家に準ずる組織や制度をもつに値する社会集団」としても考慮すべきであるのか。前者の場合には、彼らに関する研究テーマの多くは政治学もしくは社会学に属する。しかし、後者の場合には、彼らの存在は国際政治学に（もちろん政治学にも）非常に重要な、根本的ともいえる論題を突きつけることになる。国家をもたない民族を「新たな国家もしくは国家に準ずる組織や制度をもつに値する民族」とみる着想は、現実政治上の国際秩序や国際的正

義と深くかかわるのみならず、主権や国際社会の構造認識の再考をも促す問題群を提起するからである。

本稿の立場は後者にある。すなわち、われわれは世界に多くある国家をもたない民族の中には国家をもつに値する民族が少なからず存在する、との前提の下でわれわれの議論を進める。国家をもたない民族と国家をもつに値する民族は、いうまでもなく同一視できないし、また同一視すべきではない。前者は一律に国民統合されるべき存在ではないが、だからといっていっせいに新たな国家をもつべき存在であるわけではない。われわれは、国家をもつべき存在を特定化したり、ましてやいわゆるネイション国家 (nation-state) の数を1つでも増やすことに貢献しようとしているわけではない。本稿の目的は、そうではなく、国家をもたない民族 (とくに国家をもつに値する民族) という着想の国際政治学上の現実的意義について広く議論し、その問題点について可能な限り建設的に考察することにある。少数民族やトランスナショナルな民族についてのこのようなアプローチは、文化的多様性が広い支持を集めているにもかかわらず、現実政治にやっかいな問題を持ち込むことになるが故にこれまで積極的に議論されてこなかった。

本稿の構成は以下の通りである。まず、議論の出発点として、本稿における民族概念を概観したのち、国家をもたない民族について初歩的な考察を行う (第1節)。次に、国家をもつに値する民族という着想に関する国際政治学上の意義について考察する (第2節)。ここでは、主としてかかる着想の肯定的な側面を中心に議論する。最後に、かかる着想の課題について、とくにその原則的な側面を中心に考察し、論点を整理する (第3節)。なお、今後は以下の左に示す3つの語は、便宜的に右のように表記することがある。

国家をもたない民族 → 民族 NS

新たな国家もしくは国家に準ずる組織や制度をもつに値する民族 → 民族 WS

国家をもつ民族 → 民族 HS

第1節 民族概念と国家をもたない民族に関する一般的考察

(1) 民族概念の動的側面

民族概念は多義的であり、対象を分析し評価するための概念としては扱いが難しい。しかし、概念の全体を十分に理解し注意して用いるならば、民族という言葉は逆に他の概念で代替できない非常に有用な概念となる。民族は、アカデミズムの世界では種族 (エスニック集団)⁴⁾あるいはネイションを意味する言葉として、またこの2つを同時に (いうなれば種族的ネイションを) 意味する言葉として用いられてきた。アカデミズム外の世界で

は人種を含意する概念である場合すらある。要するに、民族概念の中には人間社会の出自に関するさまざまな意識が込められている⁵⁾。この事実は決して軽くはないが、しかし、民族 WS についていくらかでも意味のある論述を展開するためには、われわれはこの概念をもう少し精緻化する必要がある。

民族概念は、国際政治学においても、基本的に種族とネイションにより構成される。種族は、われわれ意識をもつ文化（何らかの文化的共通性が認められる）集団あるいは文化共同体をいう。われわれ意識は、単純な所属意識ではなく、当該集団との一定水準以上の一体感に支えられた自律への意思を意味する⁶⁾が、この意思の態様は当然さまざまである。たとえば、同胞であることの、あるいは集団の何らかの生活様式を保守することの表明である場合もある。自らの言語や宗教等の容認または保護を求める運動である場合もある。自らを支配する国家に対する自治権あるいは分離独立の要求に至ることもありうる。種族は、通常（明確な線引きは困難であるが）分離独立要求のような強い政治的自律への意思をもたない存在として理解されてきた。もっと正確に言えばそのような自律の問題に言及しないときに用いる言葉であるといつてよい。反対にネイションは（少なくとも現実政治の世界や国際政治学においては）国家をもつ民族ないしは人々に言及する場合に用いる言葉であることが非常に多い。種族とネイションのこのような用法（言い換えれば、民族概念の分断）は、明らかに主権国家からなる社会を世界認識のための基本的枠組みとする考え方そのものから生まれた。すなわち、この2つの言葉の内には国際政治学のイデオロギーが圧縮されている。ただし、種族とネイションのこの使い分けは、世界のほとんどのネイションがおそらく「国家をもつに至った種族、諸種族あるいは諸種族の融合」⁷⁾である現実を見えにくくしている。

民族概念は、本稿においては単に種族とネイションを総称するだけの静的な概念ではない。民族概念は本稿では種族（国家をもたない存在）とネイション（国家をもつ存在）を結びつける動的な概念でもある。すなわち、この概念は「政治化した種族」を含意する。種族が、たとえば権力等に対して自分たちの存在を訴えて運動する態様を示唆する。民族概念のこの動的側面に着目することは非常に重要である。何故ならば、政治化した種族（民族）の概念によって、われわれは国家をもたない民族（種族）と国家をもつ民族（ネイション）を同次元上の存在としていっそうはっきりと認識でき、また種族とネイションを異質の存在としてではなく、政治的要求の質的相違によって変化する一続きの存在として考察することが可能になるからである。種族とネイションは引き裂かれた存在ではない。政治化した種族は、たとえば権力に対して自らの存在を容認させたり、その言語や宗教を認めさせたり、特定の地域での相当に大きな自治権を手中にしたり、あるいは分離独立を達成するかもしれない、そのような存在に他ならない。

(2) 国家をもたない民族 (民族 NS)

民族 NS という言葉は、それ自体が非常に政治的な概念である。この言葉は、常識的には今日の国際社会が歓迎しない新たな国家の創造や既存の国家からの分離独立を肯定的にみる意思を含意しているといつてよい。すなわち極論すれば、この言葉の使用そのものが特定の間人集団をしてその民族的覚醒を促進したり、民族間の政治的格差を自覚させたり、民族的達成のための運動体や組織の結成を促したり、あるいは民族を利用し動員して権力に登りつめようとする野心家を育て励ましうる。とくに多民族の融合や棲み分けが進んでいない国家は激しく動揺し、最悪の場合には国家は破綻・無統治化して平和の破壊に至る。

国際法は人民の自己決定 (self-determination of peoples) 権の尊重を規定する。国際連合憲章 (1945年) 第 1 条第 2 項、植民地独立付与宣言 (国連総会決議 1514 (X V), 1960 年) 第 2 項、そして国際人権規約 (1966年) 第 1 条第 1 項がそれである⁸⁾。しかし、これらの法規が自己決定権付与の新たな対象としている人民は (明らかに民族を含意するが) 主として植民地支配下の人民であり、かついずれの法規も「人民」をそれ以上に特定する要件を明示していない。国連憲章は同時に、加盟国はすべての国の領土保全と政治的独立を脅かしてはならないと規定する (第 2 条第 4 項)。また、植民地独立付与宣言も第 6 項で次のように定める。「国の国民的統一および領土保全の部分的または全体的な破壊をめざすいかなる企図も、国際連合憲章の目的および原則に反するものである」と。要するに、これらの法は人民の自己決定権を保証するが、人民 (とくに既存の国家内の人民) が新たな国家をつくる権利については沈黙している。国際法上の人民とは結局のところ植民地支配下の人民をのみいうのであれば、人民の自己決定権はすでにその積極的な役割を終えつつある条項であるともいえる⁹⁾。

民族 NS (そしてさらに民族 WS) を論ずるにあたっては、われわれはまず次の 2 点を確認するべきであろう。(i) 民族 (種族) はおよそ非常に多くの国において依然として日々の生活のためのもっとも基本的な、すなわち政治的、経済的、そして文化的なより所となる社会的単位 (基礎社会) である。国民統合が充分でない国々において、とりわけ多民族のままに主権国家を急ごしらえしなければならなかった発展途上諸国においてそうである。いずれの国においても、国家権力の周辺にある諸種族は国家を頼りにすることなく生活していかざるをえない。種族や諸種族の結合体を結びつける根本 (結合媒体) は、言語や宗教あるいは歴史や血族や人種への信仰などさまざまである。この結合媒体の多様性は種族や民族の概念を曖昧にしているが、多様性それ自体の由来については容易に推察できる。人々は生存競争を勝ち抜くために、いかなる環境の下にあっても何らかのかたちで結合し (媒体を補強し修正して) 集団をつくり続けなければならなかった、というのがそ

れである¹⁰⁾。(ii) 国際政治の研究者が民族 NS にかかわる問題にあまり熱心でないのは、現実政治に悪影響を及ぼしうることへの配慮からばかりではない。われわれの間には、現在の「主権国家からなるシステムを所与として諸民族の現在と過去あるいは将来を分析・評価する傾向」がある。つまり、われわれの多くは「主権国家という船はすでに建造され尽くしており、建造ずみの船を壊して新たな船をいたずらに増やすべきではない¹¹⁾」と考えている。このような通念はしよせん現実政治への配慮と表裏一体のものであるかもしれない。が、それはともかくとして、この通念にもとづいてわれわれは多くの発展途上国に対して、事実上変更不可能な国境線の中で、先進諸国の政治的経済的な圧力や干渉あるいは誘惑に抗して、その多民族社会を平和的にそしてほとんど独力で1つのネイションに統合するよう求めることとなった¹²⁾。また、先進諸国における民族 NS の問題に関しても、もっぱら民族的少数者の文化的保護の観点からのみ議論を展開することとなった。

第2節 国家をもつに値する民族という着想の意義

民族 WS という概念は、自らを代表する国家をもたない（あるいはもたないと考える）民族が自らの国家をもつために運動することを肯定する着想とほとんど同義である。このような着想は、より広範囲でより強い自律を求める人々を励ましうる。のみならず、国家を暴力的に分割する行為を正当化するための根拠を、権力をのみ求める個人や集団に提供しうる。いずれにせよ、このような着想は今日の主権国家のシステム並びに主権国家からなるシステムを、学問的原則の上でも現実政治の上でもさらにいっそう脅かす可能性がある。民族 WS という概念は、国際政治学において、この着想そのものがまねく大きな不利益を相殺する以上のどのような意義をもつのか。それは次の3つの論点、(1) 国際社会の二重の多様性、(2) 第3の道の探求、そして(3) 人間としての基本的権利への貢献、に集約できる。

(1) 国際社会の2つの次元とその多様性

民族 WS という着想は、われわれが国際社会を、単なる行為者間関係としてではなく、自律を求めるさまざまな集団からなる社会とみるための視座を提供する。国際社会の構成単位が、影響力を直接的に行使する側からみて、たいそう多様であるのは周知の事実である。われわれは、国際社会は主権国家のみならず、政府間組織や多国籍企業、トランスナショナルなファンド、非政府組織、そして(ときには)民族組織や武装勢力などからなる、と考えている。実際、ある種の政府間組織や多国籍企業、ファンドなどは、特定の分野においては中小の規模の主権国家よりはるかに大きな影響力をもちうる。しかしなが

ら、国際社会の構成単位は、実は影響力を行使される側からみても多様である。国民社会¹³⁾（国家）に加えて、言語や宗教や地域、歴史信仰や人種信仰、そして身分や階級などを媒体として結合するさまざまな種族並びに人々の集団は、自律の意思いかんで、国際社会のもう1つの次元を構成する単位でありうる。国民社会とさまざまな種族並びに人々の集団は、もちろん形式的にあるいは物理的領域的に重なる存在である。多くの場合、後者は前者の入れ子状態にあるであろう。しかし、国際政治学は自律を求めるさまざまな集団を国民社会（あるいはネイション概念）の中に封じ込め、これを議論の外に放置すべきではない。いうまでもなく、国民社会やネイションの現実、とりわけ発展途上国における不完全な統治や国家の不在、国民の不在がそれを許さないからである。

われわれは、国際社会の構造をどちらかといえば行為者（Actor）を中心に認識し、理解する傾向がある。これを、人々の生活を直接的に支える社会（基礎社会）を中心にみようとする意識は希薄である。非常に多くの不完全な国民社会の存在は正されるべき事態であって、構造的な現実であるとはみなされない。国民社会以外の基礎社会は、その利点を活かして強化すべき存在として考慮されない。それらは、国民社会かあるいはもっと大きな社会に吸収・統合されるべき存在であるとされる。要するに、影響力を行使される側（基礎社会の側）からみると、国際政治学の根本的思想は相変わらず国家至上主義である。このいわばもう1つの国家至上主義あるいは行為者偏重の思考傾向は、次の2つの意味で国際政治学の方向性を誤らせうと思われる。

（i）行為者偏重の思考傾向は、国際政治の世界を大きな影響力をもつ（あるいはもつと仮定された）諸行為者間の関係に矮小化しようとする思考傾向を助長する。行為者間の関係は、国家間の関係であれ国家とその他の諸組織の間関係であれ、それ自体では国際政治上の意味をもたない。主要国間の首脳会談、大がかりな多国間会議における合意、政府間組織の決議、多国籍企業による租税回避行動、トランスナショナルなテロリストによる国家中枢への攻撃、開発 NGO による発展途上国支援、これらはみな人々の生活基盤によきにつけ悪しきにつけ影響を及ぼす限りにおいて意味をもつ。すなわち、行為者間の関係は、行為者ではなく、基礎社会並びにさまざまな基礎社会からなる社会との関係ではじめて国際政治上の有意義な意味を獲得する。国家が行為者でありかつ基礎社会でもあることはこの当たり前の事実をむしろ見えにくくしている。われわれは、その他の諸組織に対する国家の優越や重要性の根拠をともしれば影響力の大きさや主権に求める。実際には、ほんの小さな力しかもたない国家はたくさんあるし、主権が名目だけのものであったり、それどころか人民虐待と隷属化の宣言とほとんど同じである場合も珍しくない。国家が重要なのは、行為者としての力の大きさからでも主権を主張する存在であるからでもなく、これが人々の生活の基盤を支える、その利点を活かして強化すべき存在（基礎社会）と

して考慮されているからに他ならない。この前提の故に、国家はその他の行為者から区別される。国際政治学は、基本的には、自律を求める（すなわち行為者でもあろうとする）基礎社会並びに基礎社会からなる社会の維持、強化あるいは改善を前提に諸行為者を分析し、評価するのであり、その反対ではない¹⁴⁾。

(ii) 国民社会を事実上唯一の基礎社会とみる考え方は、国際政治の世界を現実政治の虚構の中に埋没させる。すでに述べたように、発展途上国を中心に多くの国の国民社会の現実はこののみ基礎社会とみる発想を拒否する。言い換えれば、多くの国は、国家の構成員という意味以上の実質的意味でのネイションを欠いている。実質的な意味でのネイションとは何か。それは、もっとも包括的には、国家が、何らかの結合媒体（種族的なものであれその他の何であれ）を基軸として、基本的に協調的に生きてゆこうとする人々で一定程度以上満たされている状態をいう。表現を換えれば、国家における多数派であり、媒体を通して協調的に生きる人々の集団をいう¹⁵⁾。ネイションを欠いた国々においては、人々は日々の生活の大半を種族を中心とするさまざまな集団の一員であることに依存する。彼らの帰属意識は当然国家よりもそうした集団へ向かう。ネイションの欠如の原因に関してここで多くを語るつもりはない。多言語であること、不十分な教育、産業化の未成熟、貧困、そして統治の失敗などが指摘される。しかし、もっとも留意しなければならないのは、発展途上国の多くは国際社会の構成員となるために国家という形式をきわめて性急につくらざるをえなかった、そしてこの形式の中におけるネイションの欠如とさまざまな基礎社会の存在は「正されるべき異常」ではなく、「考慮されるべき現実」である、ということである。

現実政治は、一般的に国民社会以外の存在を考慮すべき基礎社会として認めない。これは、行為者間の政治が、事実上多くの発展途上国（そしてもしかしたら相当数の先進国）の人々を除外して行われうることを意味する。思い切ったいい方をすれば、われわれは彼らを主権国家とネイションという形式の中に封じ込めておこうとしているのかもしれない。われわれは、実際国家に属さない何億あるいは何十億もの人々をどう扱ったらよいか知らない。国際政治学が、こうした現実政治の虚構を直視しつつ、しかしこれに奉仕するのではなく、これを正す道筋や方法を探究すべきであることは明らかであろう。

(2) 第3の道の探求

民族WSという着想は、国家をはじめとする諸行為者に対して、国際社会を規律するための新たな行動基準の探求と確立を求める。自律を求める（すなわち支配の主流への同化を拒否する）民族NSの選択肢はおおむね次の2つである。

(i) 将来の機会をうかがいつつ政治的・経済的あるいは文化的に満足できない現状を

受け入れる。

(ii) 自治権の獲得・拡大ないしは分離独立のための運動を展開する。

政府による非暴力的政策や懐柔策等により、民族 NS の運動が政治的に穏健化してゆくときには、これを国民統合、ネイション形成、あるいは民族的少数者の問題として議論するのは妥当であるであろう。しかし、政府による弾圧と同化の強制があるとき、そしてそうした弾圧等のあるなしにかかわらず、諸状況が変化して種族が民族化し、その要求を高めゆくならば、彼らは民族 WS としての考慮を問う存在となる。

自治権の獲得要求や分離独立運動あるいは国家分割運動が合法的に粛々と行われることはめったにない¹⁶⁾。とくに分離独立は、本国のはなはだしい国力消失がない限り、多くの場合長い暴力の応酬と相当な人命の犠牲を覚悟しなければならない。既述のように、国際社会（国際法）は人民の自己決定権を保証するが、誰がそしてどのようにすればこれを獲得できるのかについて沈黙している。沈黙の理由は明白である。①暴力の応酬、②第三国や政府間組織が関与する場合の二重基準、そして③民族性のシンボルを利用した政治的扇動と動員 — この3つを誘発しない、民族 WS に関する十分に客観的で妥当な資格条件を示すことができないからである。国民国家形成の前段階として、主として欧州諸国を例示して、しばしば国民的傾向（nationality）の存在が強調される。フランス人もドイツ人もイタリア人も、またチェコ人もスウェーデン人もフィンランド人も、今日につながる主権国家が樹立される前に、すでに存在していたとされる¹⁷⁾。しかし、この論法はたぶん国家をもつことに成功した民族（人民）の側からの事後の理由づけでもある。実際、今日を生きる世界の国家をもたない人々を対象として国家をもちうる国民的傾向とこれをもちえない種族性とを明確に区別することはきわめて難しい。国民的傾向とはこの場合国家をもつ種族性とほとんど同義であり¹⁸⁾、かつ民族 NS にあくまで政治的に与えられうる資格証の域を超えるものではない。

種族の民族化を是とすれば、なされつつあるネイションの形成を妨げることになる、との考え方もあるであろう。しかし、ネイションの形成は、もともと（少なくとも歴史的には）統治者による物理的支配領域（領土）の画定の事業と決して切り離しえないプロセスである。ネイションは、国民的傾向が醸成されることにより、必然的に、そして非暴力的に誕生（その支配領域を画定）したわけではない。それは、多くの場合、何らかの種族性を選択し利用して、意図的に、多かれ少なかれ暴力的につくられた。ネイションとは、一口で言えば（つねにというわけではないが）国民的傾向（種族性）の内容と政治的支配領域（あるいは暴力を含む統治能力）の妥協の産物であった。国民的傾向の基準を厳しく設定して領域支配を限定する。あるいは後者の拡大を優先して前者を緩和する。要するに、ネイションの形成は、今日においてもなお、物理的な支配領域の構築・見直しの問題と完

全に切り離して議論することはできない。種族の民族化の否定は、ネイション形成の名の下に看過される諸民族の封殺に等しい。もとより、われわれは、民族の封殺・周辺化も民族の暴力的独立も望まないであろう。われわれは、国家の国民的統一と領土保全を破壊せんとする企てに与することはできない。となれば、われわれは当然、民族の封殺でも暴力による独立でもない第3の道の探求を迫られることになる。

第3の道は、軽々な一般化や既存の原理原則の安易な適用からでは決して獲得されない。諸民族の歴史や事情、そしてその政治的リーダーシップはそれぞれ独自であるであろうからである。ここでは、諸民族の自律の達成に向けて国際政治の諸行為者が了解すべき3つのごく基本的な着想（**3つの定律**）について簡潔に述べるに止める。

(i) 人間集団は自律的であるべきである。しかし、一方の自律は決して他方への抑圧であってはならない。すなわち、自律を求める集団は内に向けても外に向けても他の諸集団の自律を妨げる存在であってはならない。この定律はまた、もちろんすでに国家をもつ民族・人民の行動をも拘束すべきものであろう（**自律の普遍化**）。(ii) 種族性の存在は民族WSの適否を判断する上で非常に重要であるといつてよい。とくにそれが非常に長きにわたる歴史的構築物であるときには。しかし、われわれは同時に種族性を（いかにそのようにみえようとも）本源的なものとして絶対視すべきではないであろう。本源性の追求は対立をむしろ先鋭化させる。それは今も昔も政治権力等により操作可能であり、何よりも多くの場合それだけでは種族が獲得すべき物理的領域を決定できないからである。自律は誰の富も奪わず、また誰をも脅かすことなく達成されなければならない。自律の達成・容認は、基本的に、自律の主体並びに自律の容認を求められている国家のみならず、その他の関係諸国や政府間組織（とくに全般的な目的をもつ、当該国も加盟する地域機構）をも加えた、非常に柔軟な共同の政治的合意の帰結でなければならない（**多行為者による共同の政治的合意**）。(iii) 人々の自律を最重要視するのであれば、そしてこれを徹底した非暴力的手順に従って達成しようとするのであれば、われわれは従来からの古い自律の形式で自らを縛るべきではない。トランスナショナル化とグローバル化、そしてさまざまなかたちで依存関係が進展しつつある今日の国際社会においては、形式としての主権がもつ意義は明らかに後退している。われわれは、主権の形式や排他的領域支配という従来からの観念を柔軟に解釈し直し、むしろ自律の内容の充実と直接的にそして漸進的に取り組むことにより、すなわち合意可能などころからの権利・権限の共有・借用もしくは委譲を最優先することにより、その多様な可能性を探求すべきである¹⁹⁾（**自律への漸進的・機能的アプローチ**）。

(3) 人間としての基本的権利への貢献

民族 WS という着想は、国際社会、とくに政府間組織や非政府組織が、人民の自己決定という人間の基本権中の基本の問題と取り組む際の理論的支柱となりうる。国際社会は、1966年に国際人権規約を採択した後も、数々の人権関連の条約や宣言を採択し、その保障に努めてきた。人権としての経済的、社会的、文化的小および政治的發展の権利について定めた、1986年の發展の権利宣言（国連総会決議41/128）、人権の普遍性とその実現における国際協力の強化および政府の責任について定めた、1993年のウィーン宣言および行動計画（世界人権会議）、人権と基本的自由の実現における文化の多様性の重要性について定めた、2005年採択（発効は2007年）の文化的表現多様性条約、そして先住民族（indigenous peoples）が、国連憲章や国際人権諸法において認められたすべての人権と基本的自由を享受する権利をもつことについて定めた、2007年の先住民族の権利宣言（国連総会決議61/295）などがそれである。

これらの文書は、文化的表現多様性条約を除くいずれもが、人民の自己決定権の重要性を明記する。發展の権利宣言の第1条第2項は次のように定める。「發展の権利は、また、人民の自決の権利の完全な実現を前提とするものである」と。先住民族の権利宣言は第3条で「先住民族は、自決の権利を有する」と述べるとともに、さらに踏み込んでその第5条で次のようにいう。「先住民族は、(中略)自らの独自の政治的、法的、経済的、社会的および文化的制度を維持し、強化する権利を有する」と。この文言は、先住民族が正しく民族 WS であることをはっきりと認めている。

国際社会は、この人間の基本権中の基本である人民の自己決定権の実現を、国家のみならず、政府間組織、非政府組織、そして市民社会に対して要請している。もちろん、「主権を有する独立国の領土保全または政治的統合を、全体的もしくは部分的に分割しもしくは害する」ことなく（先住民族の権利宣言第46条）である。民族 WS の着想は、国際法が害することを禁ずる独立国の領土保全もしくは政治的統合と一見両立しえない。民族 WS は自治権の獲得のみならず、新たな国家の創設（すなわち独立国の分割）をも含意するからである。しかし、現実政治において、分割の危機に見舞われている国家がもっとも恐れるのは、自治権であれ独立であれ、自らが任意の集団が何らかの特別な存在であることを認め、当該集団に権利の獲得を期待させる協議の機会を提供することが、集団のアイデンティティを覚醒もしくは捏造すらせ、あるいは政治的扇動と動員による過激な独立運動を誘発し、いずれにせよ分割への道が規定路線化するか対立が泥沼化することである。そして国家の富（人的資源、天然資源、そして各種のインフラなど）が奪われ、さらに政治的に脅かされること（分離独立した国が隣国や強国と同盟関係に入る、民族的な関係を利用して当該国へのさらなる浸透を強化するなど）である。国際社会はこの対立があ

る時点で暴力化し、内戦に発展することを恐れる。各国はこの〈集団の認知－独立運動－内戦〉の構造がそのまま自国に飛び火するのを恐れる。要するに、国際社会も国家も、一般論としてはともかく、実際に将来の自治もしくは独立を考慮すべき集団を特定することには非常に慎重であらざるをえない。奪われ、そして脅かされるかもしれない状況を進んで引き受ける国家などないからである。

とはいえ、国際政治のこのような現実には、同時に国家や国際社会の上述の警戒が全面的に取り除かれるなら、民族 WS の特定化は、予想されるその将来が自治の獲得であれ独立であれ、必ずしもつねに非現実的であるわけではないことを告げている。言い換えれば、民族 WS の特定あるいは認定並びに当該集団との何らかの自己決定に向けての協議は、それが徹底した非暴力的手順の下で、形式的独立より具体的な権利・権限の共有、借用、もしくは委譲を優先して、何も奪わず誰も脅かすことなく、多行為者による政治的合意により漸進的に進められるのであれば、十分に現実的であるといつてよい。何故ならば、多くの国にとって（多くの難民を引き受けている国も含めて）、自国や隣国の事実上の民族 WS は政治的、経済的にかなりの負担を強いられる存在であるからである。彼らが力をつけるのを警戒してその発展を抑圧するならば、それは結局人的資源の放棄に等しい。彼らとともに多行為者間合意に向けたテーブルに着くことは、何よりも自国と地域に政治的安定をもたらし、当該国家と地域の対人資本（social capital）を増大せしめる。多行為者が管理するトランスナショナルな政治的特別地域の設立に成功すれば、政府間組織や非政府組織、そして各国の ODA からの直接的な開発資金の調達も可能になる。国際法が掲げる人民の自己決定権を、役割を終えた権利ではなく、意味のある権利とするには、われわれは民族 WS の存在について、並びにその 1 つ 1 つの自律の形式について合意しなければならない。

第 3 節 国家をもつに値する民族とその課題

民族 WS の着想の意義は、一言でいえば、統治の担い手として事実上無視・軽視されてきた存在を、自律の向上を求める人々として認識することを可能にすることである。多行為者間の政治的合意、非暴力的手順、そして国際法の順守など、国際政治上の妥当性を確保しつつ。しかしながら、この着想を活かすためには、留意すべきいくつかの原則的、実際的な課題がある。ここでは、原則的な課題に関してもっとも基本的な事項のみについて述べる。（1）国民的傾向に関する課題、（2）市民的傾向に関する課題、この 2 点である。

(1) 国民的傾向に関する課題

人々が、民族 WS を特定する上でもっとも重要視するであろう要素はおそらく国民的傾向 (nationality) であろう。同じ言葉を話し、同じような価値観と慣習をもつ。同一の神もしくは神々の体系を信仰し、一定の土地と結びついた1つの政治・経済的な単位を形成する。次々と台頭する外からの強大な勢力によってつねに従属的状态を余儀なくされるも、むしろそうした境遇故に他とは異なる自らをつくりあげ、これを自覚し、自律の機会をうかがいつつ、連綿とその独自の文化的結合を固守し続けてきた — (あくまで理想型として述べているのだが) このような人々をわれわれは民族 WS のもっとも有力な候補者と考える。国民的傾向は民族 WS の着想を是とし、これを可能な限り客観的に特定しようとする人々を満足させる。それはもちろん独立を希求する人々が独立のためにもっとも頼りにし、また訴えるであろう要素でもある。われわれは確かに国民的傾向のあるなしに、そしてその内容に注意を払うべきである。とくにそれがいくつもの世代を超えた歴史をとまなう場合には。また過去に事実上の自治や、これに類する地位あるいは独立の時代をすらもつ場合には²⁰⁾。

しかしながら、そうであるからといって、国民的傾向は既述のように決して絶対視されてはならない。理由は以下の3点にある。(i) 国民的傾向は一種の種族性に他ならない。種族性も国民的傾向も、通常は長い時間をかけてつくられるが、条件さえ整えば、必ずしもそうであるわけではない。とりわけ、政治権力と通信伝達の手段が発達した今日の世界においては。国民的傾向はさらに歴史の組み替えや読み替えにより、あるいは政治的に再構成可能である。それは人口的に物理的領域的に拡大しうるし、細分化しうる。要するに、国民的傾向は(世代を超えた人々の営為によってつくられた社会的関係であるという意味で尊重されなければならないが)絶対視に耐えられるような確固たる存在では決してない。(ii) 国民的傾向の絶対視はこれを神聖化することとほとんど同じである。神聖化はこの場合暴力の行使を正当化しかねない。実際、既存のネイションの形成は、暴力とは無縁の、国民的傾向の必然的發展の結果ではなかった。それは、多かれ少なかれ、国民的傾向の名の下に正当化された(その負のイメージを減殺された)政治的な実力行使の結果でもあった。それは自らをネイションたらしめはしたが、おそらく他の多くの国民的傾向を抑圧し、周辺化してきた。(iii) 自律の向上を求める人々は、内に向けても外に向けても抑圧的であってはならない。彼らは彼らの目的を達成する途上においても、何かを奪う、誰かを脅かす存在であってはならない。彼らは決して暴力的であってはならない。民族 WS の着想は、彼らに不屈の忍耐と自制を要求する。政治的合意のための協議に参加する行為者たちは、国際政治の世界の理想とこれへの憂慮を反映した、国際法が要求する両立困難な課題に答えるために、何よりも自律を求める人々の統治能力そのものを見極

め、その能力に応じてあくまで漸進的に彼らの権利や権限を容認してゆかなければならぬ。国民的傾向の重要性は、この統治能力の実際を推量するための主要な材料の1つであるというこの1点にあるといっても過言ではない。行為者たちの判断は政治的に賢明な判断でなければならない。国民的傾向の絶対化・神聖化は、いうまでもなく、この賢明な判断をいちじるしく阻害してしまう。

(2) 市民的傾向に関する課題

民族WSを特定する上でわれわれがもっとも重要視すべき要素が彼らの統治能力そのものであるのなら、彼らが多民族で構成され、故に全体としては国民的傾向が希薄であることは、それを特定する際に必ずしも障害とはならない。言い換えれば、国民的傾向の内容が何であれ、人々が自由な諸個人として何らかの政治的原則や規則、制度の下に共存・協働し、自律的であろうとする集団、すなわち市民的傾向が高い集団は当然民族（市民）WSであってよい。たとえば、政府の経済政策に大きな不満をもつ（とくに自分たちは搾取されていると考える）人々、政治的に独自の主義・主張をもつ人々、政府の政策は種族主義、宗教主義あるいは人種主義的であり容認できないと考える人々—彼らは種族性の壁を超えて政治的に結合し、特定の地域を拠点としてより自律的であるための運動を展開する。また、望ましい（民主主義的）統治に関して人口的・物理的領域的な規模の実際の限界²¹⁾があるとしたら、あまりにも大きな国や小さな国は、将来その統治領域の再編成を迫られるかもしれない。主権の及ぶ領域の変更にまで至るか否かはともかくとして。

民族WSの着想は、民族（人々）の市民的傾向をその国民的傾向以上に重視する。もっとも、市民的傾向と国民的傾向は個人のレベルにおいても集団のレベルにおいても同宿的であり、しかもその関係は単純ではない。特記すべきは以下の2点であろう。(i) 国民的傾向が高密度であることそれ自体は、市民的傾向が高いことを保証しない。後者は前者以上にわれわれがより積極的・意図的につくり出さなければならず、しかもその達成はさまざまな条件に左右されるからである。ただし、他の諸条件が同じであるなら、国民的傾向が高密度であれば、市民的傾向の創造において非常に有利であろうことは容易に想像できる。少なくとも、国民的傾向の希薄な多民族社会においてはそもそも自由な諸個人の存在を想定することはできず、市民的傾向の創造には種族性の違いを考慮したさまざまな政治的工夫が必要になる。実際、アフリカ諸国を中心とする世界の多くの多民族国家は、かかる必要に応えうる政治制度や政治的慣行を求めて苦闘している。(ii) 今日の世界並びに将来において、よほど規模の小さい集団は別として、市民的傾向をほとんどまったく欠いた、いわば**純粋種族**（民族）からなる統治体の存在を想像するのはむずかしい。同様に、国民的傾向をほとんどまったく（すなわち全体的にも部分的にも）欠いた、いわば**純**

国家をもたない民族の概念の国際政治学上の意義について

粹市民からなる統治体の存在もまた考えにくい²²⁾。とはいえ、現実政治の世界においては、自らの国民的傾向を市民的傾向と取り違えて、あたかも純粹市民であるかのようにふるまう人々や集団、国家があるかもしれない。純粹市民であること（あるいはこれを装うこと）は、自らの決まりや慣行を他者に強要する上で有利であるからである。市民的傾向の発達は、もちろん異なる種族性との関係、並びに自らの種族性の自覚と相対化によってはじめて可能になる。

おわりに

今日および将来のネイション（国家もしくは国家に準ずる組織をもつ民族）形成は、国際法の要求に忠実であろうとするならば、これまでとはまったく異なった方法と手順に従って達成されることとなる。本稿はそのような方法と手順を開発するためのいたって初歩的な考察であった。

重要語の定義もしくは簡潔な説明

種族

自律への意思をもつ、何らかの文化的共通性（言語、宗教、慣習など）が認められる集団。人種や民族的少数者であることを含意しない。

種族性

種族の存在を示唆する、人々の間に認められる一定の文化的共通性。

ネイション

国家をもつ、あるいは国家において相応の権利・権限をもつ種族、諸種族もしくは諸種族の融合。

民族

- ①ネイションと種族を含意する包括的概念。文脈上は種族の意味でも使用される。
- ②政治化した、すなわち自律（自治権の確保や拡大、独立）を求めて運動する種族。

民族化

種族の（上述の意味での）政治化を意味する。

基礎社会

日々の生活のためのもっとも基本的な（政治、経済、文化的なより所となる）社会的単位結合媒体（種族やネイションの）

種族やネイションを形成する上で核となる文化的共通性や思想、政治的原則、契約な

中沢和男

ど。

国民的傾向

ネイションを形成する上で核となる文化的共通性（種族性）。ただし、ネイションを形成しえない種族性との違いは明確でない。

市民的傾向

種族やネイションを形成する上で一定の役割を果たす思想や政治的原則、契約など。

注

- 1) 本稿では、民族をネイションと種族を合意する包括的概念として用いる。文脈上は種族の意味でも使用する。国際政治学ではネイションはしばしば民族と訳されるが、本稿では民族をネイション単独を意味することとしては使用しない。また、民族は種族とネイションをつなぐ言葉としても用いるが、これについては後述する。
- 2) ケミライネンは、人間はさまざまな国家の構成員である前に、まずそのナショナリティによって区分される、と述べる（Kemilainen 1984, p.64）。なお、ケミライネンのナショナリティの概念については注の18）を参照せよ。
- 3) 国民統合は、わが国をはじめとして多くの国が事実上採用する、中核民族への同化・吸収を優先する民族的統合とスイスや連合王国において採用されている、諸民族（種族）に何らかのかたちで一定の権利・権限を留保する政治的統合とを区別すべきであろう。
- 4) 本稿では、エスニック集団という言葉は原則として用いず、種族を用いる。種族の概念はしばしば人種を暗示することがあるが、本稿ではこれを廃する。また、種族は政治的少数者であることも非文明的であることも含意しないものとする。
- 5) nation, ethnic group, そしてraceの概念の一般的意味での歴史の変遷と錯綜に関しては（Fenton 2003, pp.13-24）を参照せよ。また、フランスでは、エスニシティは、人種を合意するエトニ（ethnie）と系譜的につながる概念であるが故に、今日においても人種の婉曲的表現として理解されることが多いという（マルティニエツロ2002年、23頁）。もっとも、nationであれethnic groupであれ、実際には、言語や歴史、ましてや出自や地域の強調はそれだけで当該の集団と何らかの人種との結びつきを想像させてしまう可能性がある。その真偽についてはさておき、そうした想像自体を社会通念やわれわれ意識の中から完全に排除するのは相当に困難であるかもしれない。
- 6) 〈中沢2010年、56頁〉
- 7) ネイションとネイション以前の種族性との関係を連続的なものとみるか、断絶した飛躍とみるかについて意見の対立があるが、この論争はたぶん概念の定義の問題であり、かつ個々のネイションに関して歴史的な検証を通じてのみ明らかにされうる問題であると思われる。ちなみに〈スミス1999年、とくに第6章と第7章〉はネイションとエトニ（ethnie）（エスニックな共同体）の連続性を主張している。
- 8) 国連総会決議は国連加盟国の多数者の意見を反映しており、重みのある文書であるが、法的拘束力はない。しかし、法的拘束力がないことは必ずしも政治的実効性が弱いことを意味するものではない。なお、国際人権規約は、社会権規約と自由権規約からなるが、どちらも第1条において「人民の自決の権利」を定める。

- 9) 国際人権規約以降の「人民の自己決定権」規程については後述する。
- 10) この意味で民族は、対面的交流が可能な程度の規模である場合を除いて、ネーションであれ種族であれ多かれ少なかれ、虚構であり、イデオロギーであり、人為的構築物である。
- 11) 〈中沢2010年, 62-63頁〉
- 12) 〈中沢2010年, 64頁〉
- 13) 国家の基礎社会としての側面に着目するときには国家ではなく、国民社会という言葉を用いる。なお、国民社会自体も単純ではない。通常の単一の国民社会並びに連邦構成国としての国民社会に加えて、スコットランド（連合王国）やカタルーニャ（スペイン）、ケベック（カナダ）などの政治的特別地域がある。ティアニーはこれらの政治的特別地域の運動（sub-state nationalism）を、超国家レベル、セクター・レベルと並ぶ、国内レベルからの主権への挑戦ととらえる。〈Tierney 2011〉、とくに第2節（pp.118-126）を参照せよ。
- 14) 国家のこの2つの側面については次を参照せよ。〈中沢1988年〉。なお、この論文においては筆者は「基礎社会」ではなく、「生活態」という言葉を用いていた。
- 15) 注4）で述べたように、本稿においては、種族は人種も政治的少数者であることも、また非文明的であることも含意しない。それ故に、このような種族概念を前提とする限り、ネーションは国家をもつ種族であるといってよい。しかしながら、ネーションは、多くの場合主権国家のみならず、近代化（産業化や交通・通信・出版技術の発達）や人権、民主主義の理念と結びつけて理解される。〈アンダーソン1987年〉〈スミス1999年〉〈ゲルナー2000年〉〈ミラー2007年〉
- 16) チェコとスロヴァキアの互いからの分離独立は1993年に比較的に平和裏に達成された。しかし、クロアチア（1991年）、ボスニア・ヘルツェゴビナ（1992年）、エリトリア（1993年）、東チモール（2002年）、そして南スーダン（2011年）の場合はそうではなかった。
- 17) 〈Kemilainen 1984, pp.38-46〉
- 18) ケミライネンは、非常に小さなエスニック集団も含めて、ナショナリティはそのすべてが独立しているわけではなく、また必ずしもその意思があるわけではないと述べている。すなわち、ケミライネンのナショナリティの概念は本稿における種族性の概念とほとんど同じである。〈Kemilainen 1984, p.64〉
- 19) スコットランドやカタルーニャ、ケベックは、それぞれが国家内の地域でありながら、それぞれの国家において政治的に独自の存在であることを主張し、さまざまな実質的権利や権限を確保してきた。これはあくまで先進諸国における例であるが、主権機能の実際はこのように相当に柔軟でありうる。ティアニーは、連邦構成国でも通常の一行政区でもなく、さらに独立国家でもない、これらの地域の運動を、多くの課題を抱えるとしつつも分離独立に代わる選択肢として評価している。〈Tierney 2011〉、とくに第3節（pp.126-132）を参照せよ。なお、連合王国下のスコットランドの独自の権利・権限については〈山崎2011年〉（とくに第1章）が詳しい。また、ボスニア・ヘルツェゴビナは、高度に分権化された2つの地域であるボスニア・ヘルツェゴビナ連邦（ムスリム・クロアチア系住民）とスルブスカ共和国（セルビア系住民）からなる。
- 20) 彼らは、しばしばナショナルな少数者（national minority）として言及されてきた。たとえば、キムリッカは、ナショナルな少数者はカタルーニャ人やバスク人、フラマン人などの国内ネーション（substate nation）とサーミ人やイヌイット人などの先住民からなるとしている。〈キムリッカ2005年, 504頁〉

- 21) 〈Tierney 2011 p.122〉
- 22) 純粋種族からなる統治体においては、新しい決まりはつくられない。古い決まりを確認する必要もない。すべては伝統的方法に従って当然のように行われる。純粋市民からなる統治体においては、すべての決まりは原則としてすべての人々によってつくられ、すべての人々が理解できる言語で文書化され、暗黙の了解は存在しない。そして、すべてはこの文書化された決まりに従って行われる。

参考文献

- 1) アンダーソン, ベネディクト (1987年) 白石 隆・白石さやか訳『想像の共同体: ナショナリズムの起源と流行』リプロポート
- 2) 石川一雄 (1994年) 『エスノナショナリズムと政治統合』有信堂
- 3) 大澤真幸・姜 尚中編 (2009年) 『ナショナリズム論・入門』有斐閣アルマ
- 4) 奥脇直也編集代表 (2011年) 『国際条約集2011年版』有斐閣
- 5) 梶田孝道編 (2005年) 『新・国際社会学』名古屋大学出版会
- 6) カルヴェ, ルイ=ジャン (1996年) 林 正寛訳『超民族語』白水社 (文庫クセジュ)
- 7) 川田順造・福井勝義編 (1988年) 『民族とは何か』岩波書店
- 8) 木村英亮 (1993年) 『スターリン民族政策の研究』有信堂
- 9) キムリッカ, W. (2005年) 千葉 眞・岡崎晴輝訳者代表『新版・現代政治理論』日本経済評論
- 10) ゲルナー, アーネスト (2000年) 加藤 節監訳『民族とナショナリズム』岩波書店
- 11) スピヴァック, ガヤトリ C. (2011年) 鈴木英明訳『ナショナリズムと想像力』青土社
- 12) スミス, アンソニー (1999年) 巢山靖司・高城和義訳『ネイションとエスニシティ: 歴史社会学的考察』名古屋大学出版会
- 13) 関根政美 (1994年) 『エスニシティの政治社会学: 民族紛争の制度化のために』名古屋大学出版会
- 14) 中沢和男 (1988年) 「国際関係研究における“国家”の概念の検討」『行動科学研究』第27号, 75-85頁。
- 15) 中沢和男 (2010年) 『民族概念の政治学的意義と4つの論点』東海大学紀要政治経済学部, 第42号, 53-67頁。
- 16) 日本文化人類学会編 (2009年) 『文化人類学事典』丸善
- 17) マルティニエッロ, マルコ (2002年) 宮島 喬訳『エスニシティの社会学』白水社 (文庫クセジュ)
- 18) ミラー, デヴィッド (2007年) 宮沢 克・長谷川一年他訳『ナショナルリティについて』風行社
- 19) 山崎幹根 (2011年) 『「領域」をめぐる分権と統合: スコットランドから考える』岩波書店
- 20) レンナー, カール (2007年) 太田仁樹訳『諸民族の自決権—特にオーストリアへの適用』御茶の水書房
- 21) Appadurai, Arjun (1996) “Sovereignty without Territoriality: Notes for a Postnational Geography” in Chan, Stephen & Moore, Cerwyn, eds. (2009) *Approaches to International Relations* Vol. II, Sage, pp. 395-408.
- 22) Coakley, John (2011) “National Majorities in New States: Managing the Challenge of

- Diversity” in Gagnon, Alain-G., Lecours, Andre, and Nootens, Genevieve, eds., *Contemporary Majority Nationalism*, McGill-Queen’s Univ. Pr., pp. 101-124.
- 23) Fenton, Steve (2003) *Ethnicity (Key Concepts)*, Polity.
- 24) Kemilainen, Aira (1984) “The Idea of Nationalism” in *Scandinavian Journal of History*, Vol. 9, No. 1, pp. 31-64.
- 25) Moltchanova, Anna (2009) *National Self-determination and Justice in Multinational States*, Springer.
- 26) Tierney, Stephen (2011) “Reframing Sovereignty ? Sub-state national societies and contemporary challenges to the nation-state” in Requejo, Ferran & Caminal, Miquel, eds., *Political Liberalism and Plurinational Democracies*, Routledge, pp. 115-138.

2012年3月31日